

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
18	母子保健関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

亀山市は、母子保健関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

亀山市では「亀山市特定個人情報等の安全管理に関する基本方針」及び「亀山市特定個人情報の取扱いに関する行動指針」を定めており、特定個人情報については本方針に基づき適正な取り扱いを行っている。
母子保健事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

亀山市長

公表日

令和8年8月4日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	母子保健に関する事務
②事務の概要	母子保健法及び児童福祉法の規定に基づく母子保健に関する事務及び子ども・子育て支援法に関する事務において、特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い特定個人情報を取り扱う。 ・母子保健法による健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、保健指導、訪問指導、低体重児の届出、養育医療の対象者の把握及び実施状況の管理等 ・児童福祉法による乳児家庭全戸訪問事業の対象者の把握及び実施状況の管理等 ・子ども・子育て支援法による、妊婦支援給付金の支給に関する事務等、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第157条で定めるもの。 ・情報提供ネットワークシステムへの妊娠届データ提供 なお、番号法第19条第8号の規定に従い、必要に応じて、同法別表に掲げられた他の特定個人情報保有機関から、上記事務を処理するために必要な特定個人情報の情報提供を受けて事務に利用する場合がある。その際には、中間サーバーを経由して情報提供ネットワークシステムで情報照会を行う。
③システムの名称	健康管理システム（母子保健）・住民基本台帳ネットワークシステム・中間サーバ・団体内統合宛名システム
2. 特定個人情報ファイル名	
母子保健関係情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 番号法第9条第1項及び別表70の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号）第40条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表42、48、71、80、95、112、125、155、161の項 【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表95、95の2、96、155の項 ・母子保健法第19条の2
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	子ども未来部子ども総合支援課
②所属長の役職名	子ども総合支援課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務財政部財務課 519-0195 三重県亀山市本丸町577番地 0595-84-5025
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	

連絡先	子ども未来部子ども総合支援課 519-0164 三重県亀山市羽若町545番地 0595-98-5003
-----	---

9. 規則第9条第2項の適用		[]適用した
適用した理由		

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年6月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	＜選択肢＞ 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年6月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	＜選択肢＞ 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、特定個人情報を含む書類等は施錠出来る書棚等に保管することを徹底している。手作業が介在する際には複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策を行っている。また、廃棄書類に特定個人情報が含まれていないかチェックを行っている。	
9. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検 [☐] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	システムへアクセスする時はID及び生体認証またはパスワードで認証を行い、人事異動等の際には、その都度権限の追加及び削除等を実施し、アクセス可能な職員を常に最新の状態で最小限にするなど不正に使用されることないよう対策を講じている。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月18日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言 特記事項	母子保健に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているが、委託先による不正入手、不正な使用等への対策として、特に業者選定の際に業者の情報保護管理体制をチェックシートを用いて確認することとしている。	亀山市では「亀山市特定個人情報等の安全管理に関する基本方針」及び「亀山市特定個人情報の取扱いに関する行動指針」を定めており、特定個人情報については本方針に基づき適正な取り扱いを行っている。 母子保健事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期してる。		計数時点を最新のものに更新
平成29年7月18日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	母子保健法の規定に則り 母子健診情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①母子保健法による健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付に関する事務 ②情報提供ネットワークシステムへの妊娠届データ提供	母子保健法及び児童福祉法の規定に基づく母子保健に関する事務及び妊娠・出産包括支援事業に関する事務において、特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い特定個人情報を取り扱う。 ・母子保健法による健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、保健指導、訪問指導、低体重児の届出、養育医療の対象者の把握及び実施状況の管理 ・児童福祉法による全戸訪問事業の対象者の把握及び実施状況の管理 ・妊娠出産包括支援事業の対象者の把握及び実施状況の管理 ・情報提供ネットワークシステムへの妊娠届データ提供 なお、番号法第19条第7号の規定に従い、必要に応じて、同法別表第二の第三欄に掲げられた他の特定個人情報保有機関から、上記事務のうち同表第二の第二欄に掲げられた事務を処理するために必要な、同表第四欄に掲げられた特定個人情報の情報提供を受けて事務に利用する場合がある。その際には、中間サーバーを経由して情報提供ネットワークシステムで情報照会を行う。		計数時点を最新のものに更新
平成29年7月18日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	健康管理システム(母子保健)	健康管理システム(母子保健)、中間サーバー		計数時点を最新のものに更新
平成29年7月18日	I 関連情報 3. 個人番号の利用法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の49の項	1. 番号法第9条第1項及び別表第一49の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号) 第40条		計数時点を最新のものに更新
平成29年7月18日	I 関連情報 4. 情報連携ネットワークによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の56の2の項	(情報提供の根拠) ○番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「母子保健法による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報」が含まれるもの(26、87の項) ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「児童福祉法による障害児通所支援若しくは母子保健法による妊娠の届出に関する情報又は介護保険給付等関係情報」が含まれるもの(56の2の項) ○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号)(以下「別表第二省令」という。) ・第19条、第30条、第44条 (情報照会の根拠) ○番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)が「母子保健法による費用の徴収に関する事務」となっているもの(70の項) ○別表第二省令 ・第39条		計数時点を最新のものに更新
平成29年7月18日	I 関連情報 5. 評価実施期間における担当部署 ①部署	健康福祉部健康推進室	健康福祉部長寿健康づくり室		計数時点を最新のものに更新
平成29年7月18日	I 関連情報 5. 評価実施期間における担当部署 ②所属長	健康推進室長 駒谷みどり	長寿健康づくり室長 小森 達也		計数時点を最新のものに更新
平成29年7月18日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先		企画総務部総務法制室 519-0195 三重県亀山市本丸町577番地 0595-84-5033		計数時点を最新のものに更新
平成29年7月18日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先		健康福祉部長寿健康づくり室 519-0164 三重県亀山市羽若町545番地 0595-84-3316		計数時点を最新のものに更新
平成30年6月22日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	健康福祉部長寿健康づくり室	健康福祉部長寿健康課	事後	計数時点を最新のものに更新

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年6月22日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	健康福祉部長寿健康づくり室長 小森達也	長寿健康課長	事後	計数時点を最新のものに更新
平成30年6月22日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	企画総務部総務法制室 519-0195 三重県亀山市本丸町577番地 0595-84-5033	総合政策部総務課 519-0195 三重県亀山市本丸町577番地 0595-84-5032	事後	計数時点を最新のものに更新
平成30年6月22日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	健康福祉部長寿健康づくり室 519-0164 三重県亀山市羽若町545番地 0595-84-3316	健康福祉部長寿健康課 519-0164 三重県亀山市羽若町545番地 0595-84-3316	事後	計数時点を最新のものに更新
平成30年6月22日	I-1-③システムの名称	健康管理システム(母子保健)、中間サーバー	健康管理システム(母子保健)・住民基本台帳ネットワークシステム・中間サーバ・団体内統合宛名システム	事後	計数時点を最新のものに更新
令和1年6月1日	II しいき値判断項目 1対象人数 いつの時点の計数か	平成29年7月1日時点	令和1年6月1日時点	事後	計数時点を最新のものに更新
令和1年6月1日	II しいき値判断項目 2取扱者数 いつの時点の計数か	平成29年7月1日時点	令和1年6月1日時点	事後	計数時点を最新のものに更新
令和1年6月1日	IVリスク対策	-	項目追加による記載	事後	計数時点を最新のものに更新
令和2年6月12日	II しいき値判断項目 1対象人数 いつの時点の計数か	令和1年6月1日時点	令和2年6月1日時点	事後	計数時点を最新のものに更新
令和2年6月12日	II しいき値判断項目 2取扱者数 いつの時点の計数か	令和1年6月1日時点	令和2年6月1日時点	事後	計数時点を最新のものに更新
令和3年6月8日	II しいき値判断項目 1対象人数 いつの時点の計数か	令和2年6月1日時点	令和3年6月1日時点	事後	計数時点を最新のものに更新
令和3年6月8日	II しいき値判断項目 2取扱者数 いつの時点の計数か	令和2年6月1日時点	令和3年6月1日時点	事後	計数時点を最新のものに更新
令和4年6月9日	I 関連情報 4. 情報ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(事業の根拠) ○母子保健法(昭和40年法律第141号) ・第10条(保健指導)、第11条(新生児の訪問指導)、第12条、13条(健康診査)、第15条(妊娠の届出)、第16条(母子健康手帳)、第17条(妊産婦の訪問指導等) (情報提供の根拠) ○番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「母子保健法による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報」が含まれるもの(26、87の項) ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「児童福祉法による障害児通所支援若しくは母子保健法による妊娠の届出に関する情報又は介護保険給付等関係情報」が含まれるもの(56の2の項) ○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号)(以下「別表第二省令」という。) ・第19条、第30条、第44条 (情報照会の根拠) ○母子保健法 第十九条の二 ○番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)が「母子保健法による費用の徴収に関する事務」となっているもの(70の項) ○別表第二省令 ・第39条	(事業の根拠) ○母子保健法(昭和40年法律第141号) ・第10条(保健指導)、第11条(新生児の訪問指導)、第12条、13条(健康診査)、第15条(妊娠の届出)、第16条(母子健康手帳)、第17条(妊産婦の訪問指導等) (情報提供の根拠) ○番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「母子保健法による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報」が含まれるもの(26、87の項) ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「児童福祉法による障害児通所支援若しくは母子保健法による妊娠の届出に関する情報又は介護保険給付等関係情報」が含まれるもの(56の2の項) ○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報(平成26年12月12日内閣府・総務省令第6号)(以下「別表第二省令」という。) ・第19条、第30条、第44条 (情報照会の根拠) ○母子保健法 第十九条の二 ○番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)が「母子保健法による費用の徴収に関する事務」となっているもの(70の項) ○別表第二省令 ・第39条	事後	計数時点を最新のものに更新
令和4年6月9日	I 関連情報 5. 評価実施期間における担当部署 ①部署	健康福祉部長寿健康課	健康福祉部子ども未来課	事後	計数時点を最新のものに更新
令和4年6月9日	I 関連情報 5. 評価実施期間における担当部署 ②所属長	長寿健康課長	子ども未来課長	事後	計数時点を最新のものに更新
令和4年6月9日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・利用停止請求 請求先	総合政策部総務課 519-0195 三重県亀山市本丸町577番地 0595-84-5032	総務財政部財務課 519-0195 三重県亀山市本丸町577番地 0595-84-5025	事後	計数時点を最新のものに更新
令和4年6月9日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ 連絡先	健康福祉部長寿健康課 519-0164 三重県亀山市羽若町545番地 0595-98-84-3316	健康福祉部子ども未来課 519-0164 三重県亀山市羽若町545番地 0595-98-5003	事後	計数時点を最新のものに更新
令和4年6月9日	II しいき値判断項目 1対象人数 いつの時点の計数か	2021/6/1	2022/6/1	事後	計数時点を最新のものに更新

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年6月9日	Ⅱしきい値判断項目 2取扱者数 いつの時点の計数か	2021/6/1	2022/6/1	事後	計数時点を最新のものに更新
令和5年6月29日	Ⅱしきい値判断項目 1対象人数 いつの時点の計数か	2022/6/1	2023/6/1	事後	計数時点を最新のものに更新
令和5年6月29日	Ⅱしきい値判断項目 2取扱者数 いつの時点の計数か	2022/6/1	2023/6/1	事後	計数時点を最新のものに更新
令和6年7月10日	5 評価実施機関における担当部署 ①部署名	健康福祉部子ども未来課	子ども未来部 子ども総合支援課	事後	計数時点を最新のものに更新
令和6年7月10日	5 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	子ども未来課長	子ども総合支援課長	事後	計数時点を最新のものに更新
令和6年7月10日	8 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ	健康福祉部子ども未来課 519-0164 三重県 亀山市羽若町545番地 0595-98-5003	子ども未来部子ども総合支援課 519-0164 三重県亀山市羽若町545番地 0595-98-5003	事後	計数時点を最新のものに更新
令和6年7月10日	Ⅱしきい値判断項目 1対象人数 いつの時点の計数か	2023/6/1	2024/6/1	事後	計数時点を最新のものに更新
令和6年7月10日	Ⅱしきい値判断項目 2取扱者数 いつの時点の計数か	2023/6/1	2024/6/1	事後	計数時点を最新のものに更新
令和7年6月24日	Ⅱしきい値判断項目 1対象人数 いつの時点の計数か	2024/6/1	2025/6/1	事後	計数時点を最新のものに更新
令和7年6月24日	Ⅱしきい値判断項目 2取扱者数 いつの時点の計数か	2024/6/1	2025/6/1	事後	計数時点を最新のものに更新
令和7年6月1日	8.人手を介在させる作業		マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、特定個人情報を含む書類等は施錠出来る書棚等に保管することを徹底している。手作業が介在する際には複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策を行っている。また、廃棄書類に特定個人情報が含まれていないかチェックを行っている。	事後	評価書の見直しに伴い、計数時点を最新のものに更新
令和7年6月1日	11.最も優先度が高いと考えられる対策		システムへアクセスする時はID及び生体認証またはパスワードで認証を行い、人事異動等の際には、その都度権限の追加及び削除等を実施し、アクセス可能な職員を常に最新の状態で最小限にするなど不正に使用されることないよう対策を講じている。	事後	評価書の見直しに伴い、計数時点を最新のものに更新
令和8年7月3日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	母子保健法及び児童福祉法の規定に基づく母子保健に関する事務及び妊娠・出産包括支援事業に関する事務において、特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い特定個人情報を取り扱う。 ・母子保健法による健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、保健指導、訪問指導、低体重児の届出、養育医療の対象者の把握及び実施状況の管理 ・児童福祉法による全戸訪問事業の対象者の把握及び実施状況の管理 ・妊娠出産包括支援事業の対象者の把握及び実施状況の管理 ・情報提供ネットワークシステムへの妊娠届データ提供 なお、番号法第19条第7号の規定に従い、必要に応じて、同法別表第二の第三欄に掲げられた他の特定個人情報保有機関から、上記事務のうち同表第二の第二欄に掲げられた事務を処理するために必要な、同表第四欄に掲げられた特定個人情報の情報提供を受けて事務に利用する場合がある。その際には、中間サーバーを経由して情報提供ネットワークシステムで情報照会を行う。	母子保健法及び児童福祉法の規定に基づく母子保健に関する事務及び子ども・子育て支援法に関する事務において、特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い特定個人情報を取り扱う。 ・母子保健法による健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、保健指導、訪問指導、低体重児の届出、養育医療の対象者の把握及び実施状況の管理等 ・児童福祉法による乳児家庭全戸訪問事業の対象者の把握及び実施状況の管理等 ・子ども・子育て支援法による、妊婦支援給付金の支給に関する事務等、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第157条で定めるもの。 ・情報提供ネットワークシステムへの妊娠届データ提供 なお、番号法第19条第8号の規定に従い、必要に応じて、同法別表に掲げられた他の特定個人情報保有機関から、上記事務を処理するために必要な特定個人情報の情報提供を受けて事務に利用する場合がある。その際には、中間サーバーを経由して情報提供ネットワークシステムで情報照会を行う。	事後	評価書の見直しに伴い、計数時点を最新のものに更新

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年7月3日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	1. 番号法第9条第1項及び別表第一49の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号） 第40条	1. 番号法第9条第1項及び別表70の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号） 第40条	事後	評価書の見直しに伴い、計数時点を最新のものに更新
令和8年7月3日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(事業の根拠) ○母子保健法(昭和40年法律第141号) ・第10条(保健指導)、第11条(新生児の訪問指導、第12条、13条(健康診査)、第15条(妊娠の届出)、第16条(母子健康手帳)、第17条(妊産婦の訪問指導等) (情報提供の根拠) ○番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「母子保健法による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報」が含まれるもの(26、87の項) ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「児童福祉法による障害児通所支援若しくは母子保健法による妊娠の届出に関する情報又は介護保険給付等関係情報」が含まれるもの(56の2の項) ○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年12月12日内閣府・総務省令第8号）(以下「別表第二省令」という。) ・第19条、第30条、第44条 (情報照会の根拠) ○母子保健法 第十九条の二 ○番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)が「母子保健法による費用の徴収に関する事務」となっているもの(70の項) ○別表第二省令 ・第39条	【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表42、48、71、80、95、112、125、155、161の項 【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表95、95の2、96、155の項 ・母子保健法第19条の2	事後	評価書の見直しに伴い、計数時点を最新のものに更新
令和8年7月3日	II しいき値判断項目 1対象人数 いつの時点の計数か	2025/6/1	2026/6/1	事後	計数時点を最新のものに更新
令和8年7月3日	II しいき値判断項目 2取扱者数 いつの時点の計数か	2025/6/1	2026/6/1	事後	計数時点を最新のものに更新